



柏市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第2項の規定による行政監査を実施したので、同条第9項の規定による監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和3年12月13日

柏市監査委員	加	藤	雅	美
柏市監査委員	小	栗	一	徳
柏市監査委員	坂	卷	重	男
柏市監査委員	林		伸	司

令和3年度

監査の結果に関する報告

定期監査
行政監査

柏市監査委員

1 監査を実施した監査委員名

加 藤 雅 美
小 栗 一 徳
坂 卷 重 男
林 伸 司

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第2項の規定による事務の執行に係る行政監査

3 監査の対象

(1) 1次実施分

ア 監査の対象とした部局

- (ア) 総務部
- (イ) 財政部
- (ウ) 保健福祉部
- (エ) 土木部
- (オ) 会計課
- (カ) 水道部
- (キ) 消防局
- (ク) 議会事務局
- (ケ) 選挙管理委員会事務局
- (コ) 監査事務局
- (サ) 教育委員会生涯学習部
- (シ) 教育委員会学校教育部

イ 監査の対象とした期間

令和3年度分で令和3年8月31日までに執行された事務事業（必要と認められた部分については令和2年度以前分を含む。）

(2) 2次実施分

ア 監査の対象とした部局

- (ア) 企画部
- (イ) 地域づくり推進部
- (ウ) 市民生活部
- (エ) 保健所
- (オ) こども部
- (カ) 環境部
- (キ) 経済産業部
- (ク) 都市部
- (ケ) 農業委員会事務局

イ 監査の対象とした期間

令和3年度分で令和3年9月30日までに執行された事務事業（必要と認めた部分については令和2年度以前分を含む。）

4 重点監査項目及び着眼点

(1) 重点監査項目

ア 部署ごとのリスク評価

昨年度に引き続きリスク評価を実施し、リスク評価結果を参考資料としてリスクの重要度を勘案した効率的かつ効果的な監査を行う。

イ 内部統制の体制整備及び運用の状況確認

昨年度の定期監査で指摘等があった事項が各部署で改善されているか、簿冊調査等により内部統制の状況を確認する。

ウ 主要な事務事業の執行状況について

令和3年度当初予算案の概要に掲載された主要な事務事業について、進捗状況を確認するとともに、経済性・効率性・有効性の観点から実績確認及び費用対効果を検証する。

エ 過去の監査結果を踏まえた監査

昨年度及びそれ以前の定期監査の結果における指摘事項等をリスクと捉え、それらに対する取組状況についてフォロー

アップを行う。

(2) 着眼点

柏市監査基準第13条第4項第3号により、柏市監査等実施要領4(2)別項に定める監査等の着眼点のうち、「第1節 財務事務監査の着眼点」、「第2節 経営に係る事業管理監査の着眼点」及び「第3節 行政監査の着眼点」を用いた。

5 監査の主な実施内容

(1) 監査資料

- ア 主要な事務事業に関する調
- イ 事務及び事業の状況調
- ウ 現金等の取扱い状況に関する調
- エ 予算執行状況調（歳入）
- オ 予算執行状況調（歳出）
- カ 特定科目の執行状況調
- キ 委託事務・事業契約状況調（担当課扱い）
- ク 工事請負契約状況調（担当課扱い）

監査の対象部署から、上記の監査資料を提出させ、必要に応じて担当職員への聞き取りを含めて監査を実施した。

(2) 簿冊調査

監査の対象部署から、予算執行（収入）、契約、補助金、財産管理、会計年度任用職員、貸付金、現金管理などの事務の関係簿冊を提出させ、必要に応じて担当職員への聞き取りを含めて調査を実施した。

なお、上記以外に、歳入歳出予算の執行状況については、令和3年度例月現金出納検査の一環として実施した伝票調査結果を参考とした。

(3) 現地調査及び書面調査

庁内各部署を訪問し、現金等の管理状況やリスク評価の状況について、担当職員への聞き取り等により調査を実施した。また、学校・保育園・近隣センターにおける現金等の管理状

況については，新型コロナウイルス感染症予防の観点から，訪問を避け書面等による調査を実施した。

6 監査の期間及び質疑日・質疑実施場所

(1) 期間

令和3年9月1日から令和3年12月6日まで

(2) 質疑日・質疑実施場所

ア 1次実施分

令和3年10月12日から同月14日

柏市役所本庁舎第2・3委員会室

イ 2次実施分

令和3年11月8日，同月9日，同月11日

柏市役所本庁舎第5・6委員会室及び別館第5会議室

7 監査の結果

監査は，柏市監査基準に準拠し実施した。その結果，特に次の事項については，柏市監査等の結果等取扱要領に定める結果の判断基準により指摘事項又は注意事項に該当するものと決定した。

全ての部署において，法令等を遵守した財務及びその他の事務を執行しているか，今一度確認され適正な事務の執行に努められたい。

【指摘事項】

指摘事項は，公金の支出に適正を欠くものや契約事務に適正を欠くもの等の判断基準に基づき決定したものである。

本監査における指摘事項は以下のとおりである。

(1) 契約事務に適正を欠くもの

ア 見積書の不適切な徴取について

本件は，教育委員会学校教育部学校保健課において，物品購入に関する見積り合わせの結果報告を作成する際に，参加業者

が提出した見積書の数量に誤りがあることを確認し、見積書の再提出を求めた事案である。

本来、このような場合は、見積者に仕様書の内容と見積内容との整合性を確認し、見積者側の錯誤が判明した場合は、契約の相手方の決定前に無効とすることが適当である（担当課の見積り合わせFAQのQ22及びA22）。

学校保健課に確認したところ、数量に誤りがある見積書を提出した参加業者が結果として、最低金額を提示した者ではなかったこともあり、正しい数量及び金額で再提出させるべきと判断し、契約の相手方の決定後に見積書の再提出を求めたとのことである。

しかしながら、当該行為は、見積り合わせの参加者全員の前で告知した見積書の金額をほかの参加者の確認なしに書き直させるものであり、見積り合わせ参加業者からの信頼を揺るがしかねないもので、事務の適正を欠いており遺憾である。

教育委員会学校教育部学校保健課

イ 契約書の不備について

本件は、保健所生活衛生課動物愛護ふれあいセンターにおいて、業務委託に関する契約書に柏市長印が押印されていなかった事案、及び環境部廃棄物政策課清掃施設整備室において、業務委託に関する契約書の日付が空欄になっていた事案である。

契約書を作成する場合は、市長等と契約の相手方の双方が契約書に記名押印した時に契約が成立することから、契約書には市長等と相手方の双方が実際に記名押印した日付を記載することになっている（地方自治法第234条第5項、文書事務ハンドブック契約文書編第3章15）。

動物愛護ふれあいセンターに確認したところ、相手方が保有する契約書にも柏市長印が押印されていなかったということであった。また、清掃施設整備室に確認したところ、相手方の保有する契約書には日付の記入があったものの、公印使用日と異なる日付となっており、訂正が必要とのことであった。

両事案とも担当者の確認不足により押印及び契約日の日付記入漏れが発生したということであるが、契約者双方の記名押印及び日付は契約書において極めて重要な事項であり、契約の成立及び委託期間が不明瞭であり、事務の適正を欠いており遺憾である。

**保健所生活衛生課動物愛護ふれあいセンター
環境部廃棄物政策課清掃施設整備室**

本指摘対象部署においては、再発防止に向け、組織として適正な契約事務を行うため、関連する法令等や事務処理マニュアルを常に確認し、職員への事務指導や確認体制の構築を徹底されたい。

なお、契約事務については、上記指摘事項以外にも不適切な処理が多数見受けられたところである（「【注意事項】(1) 契約関係事務の不適切な処理について」参照）。

他部署においてもこれらの事例を教訓とし、見積り合わせの書類のチェックを確実に行うとともに、契約に当たっては最終的な契約の締結まで複数人で事務処理を確認するなど、適正な事務執行に留意されたい。

また、契約事務を所管する財政部契約課においては、契約手続について改めて全庁に周知を行い、各部署が適正な契約事務を実施できるよう指導されたい。

財政部契約課

指摘事項については以上のとおりである。本監査の結果に基づき措置を講じたときは、その旨を速やかに監査委員に報告されたい。

【注意事項】

注意事項は、指摘事項とするには至らないが、事務の執行における基本的な事項として、妥当性に欠け改善を要するもの及び軽易な又は定型的な誤りで速やかに改善が可能と判断したもの等

(監査執行までに改善されたものを含む)である。

本監査における注意事項は以下のとおりである。

(1) 契約関係事務の不適切な処理について

- ア 見積り合わせで徴取した見積書の日付が未記入だったもの
地域づくり推進部地域支援課
市民生活部市民課パスポートセンター
保健福祉部生活支援課
保健所保健予防課，同生活衛生課動物愛護ふれあいセンター
—
都市部住宅政策課
水道部浄水課
消防局企画総務課
教育委員会学校教育部学校施設課
- イ 予算の流用又は契約金額の増額が生じた担当課契約に係る施行伺について，必要となる財政部財政課の合議を欠いたもの
(財務会計の手引P99-2，契約事務の手引きP86)
保健福祉部福祉政策課，同高齢者支援課
都市部都市計画課
- ウ 見積り合わせで徴取した見積書の業者押印が漏れていたもの
保健所保健予防課，同健康増進課
- エ 概算計算書及び施行伺の記載金額誤り
保健所保健予防課
- オ 個人情報保護に関する協定書の締結漏れ
保健所生活衛生課動物愛護ふれあいセンター
- カ 見積り合わせ結果報告書の契約日の記載誤り
こども部学童保育課
- キ 見積り合わせにおいて徴取した見積書の合計金額と内訳金額
が異なっていたもの
保健所健康増進課

(2) 公印使用に関する不適切な処理について

公印を使用するときは、公印を使用しようとする文書及び決裁文書を管理者に提出し、決裁文書に管理者の検印を受けることになっている（柏市公印規程第8条）。

本件は令和2年度に実施した定期監査において注意事項としたものであるが、本監査においても以下の不適切な処理が複数の部署で散見されたものである。いずれの件についても、公印を使用する際に、各公印の管理者がその目的や文書等を確認し、公印使用検印を押印した上で公印を使用させているのか疑念を抱かせるものであることから、全ての部署で公印使用の手順を再確認するとともに、各公印の管理者の適正な管理の下での運用を徹底されたい。

また、公印管理事務を所管する総務部行政課においては、各部署に対し適正に公印が使用されるよう指導されたい。

総務部行政課

ア 公印使用検印が漏れていたもの

財政部収納課

地域づくり推進部地域支援課

市民生活部市民課

保健福祉部福祉政策課，同高齢者支援課

保健所生活衛生課，同生活衛生課動物愛護ふれあいセンター，同健康増進課

こども部学童保育課，同保育運営課

環境部廃棄物政策課清掃施設整備室

教育委員会生涯学習部文化課

教育委員会学校教育部指導課

イ 公印使用日，公印使用検印及び契約関係書類の日付の不一致

地域づくり推進部スポーツ課

保健福祉部高齢者支援課，同地域包括支援課

保健所保健予防課

こども部こども福祉課，同学童保育課，同保育運営課

環境部北部クリーンセンター

都市部北部整備課

土木部道路整備課

教育委員会生涯学習部生涯学習課中央公民館，同図書館

教育委員会学校教育部指導課

(3) 補助金関係事務の不適切な処理について

以下の補助金交付に係る事案は、いずれも柏市補助金等交付規則（以下「規則」という。）に照らして不適切であり、改善されたい。

ア 補助事業者の事業完了時期変更に係る事務手続の不備

令和2年度公的介護施設等整備等補助金において、補助事業者から事業が新型コロナウイルス感染症の影響で一時中断したことにより年度を超える見込みである旨の報告を受けたにもかかわらず、補助事業者へ口頭による指示しか行っていなかった。年度を超えての補助事業となり重要な変更であると判断されるべきものであり、書面により指示することが妥当なもの（規則第4条）。

保健福祉部高齢者支援課

イ 補助金交付申請書の審査不備

補助金交付申請書の日付が誤っていたにもかかわらず、交付決定したもの（規則第3条）。

保健福祉部地域包括支援課

ウ 補助金交付要綱における補助対象経費の明確化

令和3年度柏市社会福祉協議会補助金（成年後見事業）に係る補助金交付申請書の添付書類である収支予算書に、社会福祉協議会補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条別表で対象経費として明記されていない経費（福利厚生費）が含まれていたにもかかわらず、そのまま補助金交付決定を行っていたもの。

なお、担当部署は別表中の「租税公課等」に含まれるとの見

解を示しているが、福利厚生費を対象経費とするならば要綱に明確にその旨を規定されたい。

保健福祉部地域包括支援課

エ 給付金申請に係る支給要件の確認書類の不足

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の申請において、支給要件の確認書類に不足があるにもかかわらず給付金の支給が行われていたもの（規則第2条，第3条）。

なお、確認した状況が把握できるよう、国の補助制度に則した内容で様式の整理や担当者の明確化が図られることが望ましい。

こども部こども福祉課

オ 助成金実績報告に係る添付書類の不備

猫の不妊去勢手術助成金の実績報告において、実績報告書の添付書類に不備があるにもかかわらず助成金の交付額の確定が行われていたもの（規則第12条，第13条）。

保健所生活衛生課動物愛護ふれあいセンター

(4) 支払遅延について

債権者への支払が遅延したもの（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条，第14条）。

本件は、会計課から令和3年8月6日付けで庁内ネットワークの掲示板において全庁に注意喚起されたものであるが、支払遅延は債権者に損害を与えると同時に、遅延損害金等の発生により市において本来不要な支出が生じる恐れもあるため、該当部署においては再発防止策を講じその徹底を図るとともに、全ての部署においても、請求書を受領したら期限を厳守し速やかに支出を行うよう引き続き取り組まれない。

なお、こども部学童保育課及び教育委員会学校教育部指導課は支払遅延に加え支出負担行為伺票の起票遅れもあり、この面でも適正な支払事務を執行されたい。

総務部防災安全課

こども部学童保育課
教育委員会学校教育部指導課

(5) 支出負担行為伺の不適切な処理について

ア 支出負担行為伺票の起票漏れ

工事・委託等に関わる契約行為（＝支出負担行為）が行われていたにもかかわらず、担当職員の認識不足や失念等様々な原因により、支出負担行為伺票の起票が適切に行われていなかったもの（柏市財務規則第59条，第63条）。

保健所総務企画課，同保健予防課，同地域保健課，同健康増進課，同衛生検査課

環境部南部クリーンセンター

経済産業部商工振興課

都市部公園緑地課

土木部道路整備課

教育委員会学校教育部学校施設課

イ 支出負担行為伺票の決裁権者の押印漏れ及び会計管理者への事前審査依頼漏れ

廃棄物処理委託について、支出負担行為伺票に決裁権者の押印が漏れていたもの。また、支出負担行為額が1,000万円を超えていたにもかかわらず、事前に会計管理者の審査に付していなかったもの（柏市財務規則第3条，第64条）。

教育委員会学校教育部学校施設課

(6) 調定の不適切な処理について

ア 調定遅れについて

随時の収入で納入の通知を発するものは原因の発生したときに調定しなければならないが（柏市財務規則第29条），生活保護費返還金について，納入の通知を発していたにもかかわらず調定の遅れが多数発生していたもの。

なお保健福祉部生活支援課には，同様の事案により令和元年

度及び令和2年度に実施した定期監査においても注意及び口頭による指導を行っており，引き続き柏市財務規則の規定に基づく適正処理に努めるとともに，再発防止対策を徹底されたい。

保健福祉部生活支援課

イ 調定時期の誤り

前年度以前の歳入に係る調定が未収入のまま繰り越された場合において，その当初の調定が前年度である場合は当年度6月1日に，また当初の調定が前々年度以前である場合には当年度4月1日に起票すべきであるが，後者の繰越調定が4月1日ではなく6月に起票されていたもの（地方自治法施行令第154条，柏市財務規則第29条）。

市民生活部保険年金課

(7) 貸付金支出に係る契約書又は確約書の不備について

柏市生涯現役促進協議会運営資金貸付金の貸付決定及び支出に際して，柏市財務規則第63条別表第3で支出負担行為に必要な書類と規定されている契約書又は確約書を徴していなかったもの（柏市財務規則第63条別表第3）。

保健福祉部福祉政策課

(8) 固定資産税の評価誤りに伴う長期間遡及した過誤納金還付金及び過誤納金還付加算金の支出について

本件は，過去の固定資産税の評価額の算定誤りにより，令和2年度から平成12年度課税分まで遡及して評価を修正し，固定資産税及び都市計画税約1,400万円に加算金約300万円を付して還付したものである。課税誤りが市民生活へ与える影響は多大であることから，対象固定資産の評価・算定時には複数人でチェックを行うなど，誤りが発生しないよう十分注意されたい。

財政部資産税課

(9) 収納金の払込みについて

税・使用料等の収納金は、柏市財務規則（以下「規則」という。）第36条に現金を直接収納したときは、特別の事情がある場合を除くほか、当日又は翌日に指定金融機関等に払い込まなければならないと規定されているが、当日又は翌日の払込みが行われていなかったもの。

ア 収納金の払込み遅延が常態化していることについて、令和2年度に実施した定期監査で注意を行ったが、今回の定期監査での確認時においても改善が図られておらず、早急な事務の見直しや体制の整備が求められるもの。

教育委員会学校教育都市立柏高等学校

イ 近隣センターにおいては、職員体制や勤務形態により規則の厳密な遵守が難しい中で、近隣センターを所管する地域づくり推進部地域支援課に対し、財政部財政課及び会計課と協議し、近隣センターの現状に則した収納金の払込み時期について、「特別の事情がある場合」が適用されるかどうかの早期確認を求めるもの。

地域づくり推進部地域支援課

(10) 会計年度任用職員関係事務の不適切な処理について

ア 通勤費及び雇用保険料の誤り

こども部こども福祉課で勤務する会計年度任用職員について、通勤手段変更の通勤届が提出されていたにもかかわらず、総務部人事課においてシステム上の変更を行わずに通勤費を誤って計上したもの。また、こども福祉課においても、通勤費の計算が誤っていることに気付かずそのまま本人に支給したもの（会計年度任用職員服務の手引P29, 30, 34～36）。

総務部人事課

こども部こども福祉課

イ 勤務状況報告に係る所属長の確認印漏れ

こども部学童保育課では、会計年度任用職員のこどもルー

ムにおける勤務形態を考慮し，サービス整理簿と出勤簿を兼ねた独自の様式により勤怠管理を行っているが，当該様式に所属長確認欄がなく，所属長による確認印が押印されていなかったもの（会計年度任用職員サービスの手引別紙6）。

こども部学童保育課

なお，事務処理上改善すべき軽易な事項等については，監査実施中に口頭により注意，指導を行ったところであるが，その他の事務事業はおおむね適正に執行されているものと認めた。

8 意見

本監査においては，財務に関する事務の執行やその他事務事業の執行の正確性及び合规性に加え，事務事業の経済性，効率性及び有効性の観点から監査を行った。特に，地方自治法第2条に規定する，最少の経費で最大の効果を挙げているか，また組織及び運営の合理化に努めているかに主眼を置き，事務事業の執行状況について監査を実施した。

意見を付された所管部署は，上記の趣旨を踏まえ，自らの事務事業について再点検を行い，業務改善につなげられたい。

【監査意見】

本監査の結果から，特に意見を付すべきと判断したものを以下に掲げる。

(1) キャッシュカードの作成及び使用について

本件は，公金以外の現金の取扱いにおけるキャッシュカード（以下「カード」という。）の作成及び使用について意見を付すものである。

カードの作成及び使用については，平成28年度及び平成29年度に実施した定期監査で，市職員が取り扱っている市以外の団体等が保有する預金口座の入出金等においてカードを使用してい

た事案に対し、カードは不正や事故につながりやすく、また公金の管理においては会計課が全庁的に使用しないよう指導していることから、速やかに使用を中止するよう指摘したところである。

本監査において確認したところ、総務部防災安全課、市民生活部市民課及び議会事務局庶務課が取り扱っている市以外の団体等の預金口座の管理に当たり、カードを作成していることが確認された。作成の理由は、銀行窓口の営業時間外に現金を引き出す必要が生じることへの対応や、団体側から振込手数料が窓口での振込より安価なカードを推奨されているなどというものであった。

公金か否かにかかわらず、市で取り扱う現金・預金の管理において事件や事故が発生すれば、市又は職員がその損害を補てんすることを免れない場合もあり、市の信用失墜につながりかねない。

カードは、緊急の支払いが生じた際に速やかに対応できるという利点がある反面、カードを管理している職員個人の判断で使用されたり、暗証番号の漏洩あるいは不正行為、紛失・盗難の恐れがあるなど、カードを所有すること自体にリスクを伴い、リスク回避の観点から安易に所有すべきではない。

しかしながら、近年、金融機関における窓口業務の縮減や新たな手数料が設定されるなど、上記の定期監査で指摘した時期とは異なる状況が生じていることも事実である。このことを踏まえれば、カードの使用を一律に認めないことは現実的ではないが、その場合でも徹底した管理体制と一体となった使用が望まれる。

本件の所管部署に限らず、全ての部署において、原則としてカードは作成しないと認識した上で、特別な理由によりやむを得ずカードを使用する場合は、管理責任者の選任、厳重な保管場所の確保及び所属長による定期的な口座残高の確認などの取扱基準を設けるルールの整備並びに適切な管理体制を構築されたい。

また、会計課においては、ルールの整備や体制の構築が必要な部署があれば、指導・助言を行い、現金及び預金管理の適正性について担保されたい。

総務部防災安全課

市民生活部市民課
会計課
議会事務局庶務課
全部署

(2) 契約手続及び予算執行の適正化について

本件は、教育委員会学校教育部学校施設課における契約手続及び予算執行の適正化について意見を付すものである。

ア 小学校敷地内にあったコンクリート殻等の処分に当たり、その内容から業務委託が妥当であったものについて、工事請負契約を締結し、工事請負費予算を執行していた。

当該工事の内容を担当部署に確認したところ、当該コンクリート殻等は、手賀西小学校校庭にあった築山（遊具として使用していた。）を昨年度撤去した際に発生したものであったが、産業廃棄物ということもあってそのまま残置し、改めて令和3年度予算で処分したとのことである。工事として発注したのは、ほかの石などが混在していたため仕分け作業が必要だったこと及び校庭の整地を含んでいるからという説明であった。

本監査で確認したところ、当該工事の仕様書にはコンクリート殻及び栗石の仕分けと運搬・処分費だけが記載されており、校庭の整地の記載は確認できず、廃棄物の処分が主目的であった蓋然性が高い。

本件工事契約の相手方（元請業者）は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づき、産業廃棄物（コンクリート殻）を法に基づく処分許可を受けている業者と処分委託契約書を締結し、法に従ってマニフェストの授受も適切に行っていたことは確認できたため、その運搬や処分自体に違法性はない。

しかしながら、本件契約締結事務については、コンクリート殻を処分する費用を積算し、設計金額を設定したところ、業務委託では財政部契約課の入札案件となり、手間が増えることか

ら故意に工事を選択したものと捉えられかねない。

イ 学校敷地内において、切株を残した樹木伐採の支出科目を、委託料ではなく工事請負費としていた。

市では、財務会計の手引において注意すべき支出科目について分類しており、「植木剪定、伐採等」の支出科目は、「植木伐採・移植、枝下ろし」については委託料、「伐採して整地する場合・植栽」については工事請負費となっている。したがって本件の業務内容は委託に分類されるものであり、支出科目に認識の誤りが生じている。

学校施設課は、工事請負及び業務委託のそれぞれの内容・性質を再検討し、今後は、予算要求の段階から、業務内容に伴う支出科目について財政部と入念に調整し、適切な予算科目による契約事務に努めるとともに、市民に疑念を持たれることのないよう、適切な契約手続と適正な予算執行の徹底が図られるよう、部内で対策を講じ、再発防止に努められたい。

教育委員会学校教育部学校施設課

(3) 職員の技術や知識の継承について

本件は、職員間の技術や知識等の継承について意見を付すものである。

市では近年、多くの職員の定年退職を受け、その補充のため新規採用職員を多く採用し、また平成29年度に「柏市民間委託推進指針」を策定し、民間委託の導入を積極的かつ計画的に推進し、これらによって少子高齢化等による昨今の行政ニーズ拡大に対応してきた。

今年度の定期監査に先立って令和3年度リスク評価を全庁で実施したところ、こうした多くの職員の定年退職、人事異動及び業務の委託化に伴い、業務に関する技術や知識が後任の職員に引き継がれないことをリスクと捉えている部署が複数存在した。

本監査で確認したところ、例えば、水道部総務課では水道部内で研修を開催したり、外部研修へ職員を積極的に派遣し知識や技

術の向上を図っているとのことであった。また、総務部技術管理課によると、同人事課において令和4年度より開始する予定の若手職員の設計や現場監督等の業務を補助及び支援する目的で市を退職した職員のスキルや経験を活かした業務支援員という職種の活用について関係各課に支援・協力していくこと、並びに都市部や土木部の協力を得ながら土木技師の育成グループの立ち上げを検討しているということであった。

さらには、土木部道路総務課では、道路等境界確定に係る立会業務委託に当たり委託先が実施する境界確定業務の考え方を確認し、業者とともに実施することを通じて、委託業者が持っているノウハウ等を職員も吸収して学んでいけるように工夫をしているとのことであった。

職員の知識や技術の継承は全庁で取り組むべき課題であり、全ての部署がその当事者であるとの認識のもと、若手職員や異動して間もない職員が適切に知識を習得できる体制を整えるとともに、業務委託においては市が行うべき業務と外部に委託する業務を峻別し、合理的な業務委託を行いながらも、技術や知識等が途切れることなく職員に引き継がれ、また業務ノウハウを職員自身が修得できるよう対策を講じ、市民サービスの向上及び市民満足度の高い市政運営に取り組まれない。

全部署

(4) 会計年度任用職員のサービスの取扱いについて

本件は、会計年度任用職員のサービスの取扱いについて意見を付すものである。

会計年度任用職員のサービスに関し、年次有給休暇の取得が可能な状況にもかかわらず欠勤扱いとしているものが多数見受けられた。またその理由として、所得税等や社会保険の被扶養者となるよう収入を抑えるために本人が欠勤扱いを希望したと回答した部署が複数あった。

総務部人事課は、会計年度任用職員サービスの手引（以下「手引」

という。) P 1 9において、年次有給休暇の取得が可能な場合には、欠勤ではなく、年次有給休暇の取得を優先するよう説明している。欠勤は、報酬が減額され、出勤率への影響度合いによっては翌年度の任用の可否、年次有給休暇の付与条件等に影響を及ぼすものである。会計年度任用職員を採用する全ての部署においては、採用時に所得税等や社会保険の被扶養者に該当する勤務条件について十分な合意形成を図ることにより、会計年度任用職員が収入抑制を目的として欠勤する必要が生じないようにすべきである。

会計年度任用職員を採用している各部署においては、所属長をはじめとする管理職が、出勤状況や年次有給休暇の日数などを常に的確に把握するとともに、欠勤する職員に対しては、欠勤に伴う不利益を明確に説明した上で、欠勤の理由を確認し、本人が適切に判断できるよう十分配慮されたい。また人事課は、各部署で会計年度任用職員のサービスの管理が適正に行えるよう、採用時の手続やサービス管理においてその手続を詳細に明記し、また手引等による周知徹底を図るとともに、各部署に対して指導や助言を行われたい。

総務部人事課

会計年度任用職員を採用する全部署

(5) 随意契約における支出削減の取組について

本件は、各部署が実施する随意契約における支出削減の取組について意見を付すものである。

今回の定期監査に際し、令和3年4月1日以降に各部署において締結した随意契約状況を確認したところ、業務の性質を理由に一者随意契約を締結している案件があったが、それら案件の中には契約決定額が設計額に対して100%かそれに極めて近い金額となっている案件が多数見受けられた。

そもそも契約については、地方自治法施行令第167条の2において随意契約の条件が、また柏市財務規則第139条において

は随意契約の見積書の徴取に係る条件が規定されており，市ではこれらの規定に則り契約事務を行う必要がある。

しかしながら本監査においては，契約先をその相手に限る必要があったのか不明瞭な案件が見受けられた。複数者による見積り合わせを実施し少しでも契約金額を抑え，支出を削減することについて，十分な検討が行われたのかは疑問が残る。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により，今後市の税収等の減少が予見される場所である。契約事務を行う全ての部署は，契約の締結に当たっては複数者による見積り合わせが可能であるかをまず検討し，安易に一者との契約締結を選択することのないよう努められたい。また，コロナ禍における緊急対応で一者随意契約とした案件についても，業務経験が蓄積されたので，今後は，複数者による見積り合わせを改めて検討し，今後の契約事務に反映されたい。

全部署

(6) 地球温暖化対策の取組の推進について

本件は，市の地球温暖化対策の取組の推進について意見を付すものである。

市では令和元年10月に第三期柏市地球温暖化対策計画（以下「計画」という。）を策定し，安心して持続可能な社会を目指した低炭素スタイルの実現を将来社会像として定め，令和12年度までに温室効果ガスを平成25年度比24%削減することを目標に掲げている。また計画を着実に実行するため，柏市地球温暖化対策推進本部を設置し，環境部が主導して各種施策を行っているところである。

本監査で各部局の取組を確認したところ，公共施設を所管する部局では，施設の建替え等の機会を捉え，太陽光発電設備の設置，屋上・壁面の緑化あるいはLED照明の導入等を行っているとのことであった。また，沼南庁舎では平成30年度末にガス発電や廃熱利用の空調設備を導入し，導入前と比べて光熱水費及び二酸

化炭素排出量を 2 割程度削減できたということであった。

各部署においては、今後も S D G s の目標の 1 つでもある地球温暖化対策を様々な施策を通じて、その取組を推進されたい。

環境部環境政策課

全部署